

日医発第 1753 号（医経）

令和 8 年 2 月 3 日

都道府県医師会

担当理事 殿

公益社団法人日本医師会

常任理事 宮川 政昭

（公 印 省 略）

独立行政法人福祉医療機構による、物価高騰の影響を受けた
医療施設等に対する優遇融資の拡充および
病院の高額医療機器購入資金に係る融資の創設について

令和 7 年度補正予算による「医療・介護等支援パッケージ」については、令和 7 年 12 月 5 日付文書（日医発第 1454 号）等にてお知らせをしているところです。

本パッケージを受け、今般、独立行政法人福祉医療機構において、物価高騰の影響を受けた医療施設等に対する優遇融資の拡充および病院の高額医療機器購入資金に係る融資の創設が行われました。

特に、病院の高額医療機器購入資金については、高額な投資の際のキャッシュフローの悪化は喫緊の課題であり、日本医師会として何らかの手当てを求めて参ったところ、今般の補正予算により融資が創設されたものです。

○ 物価高騰の影響を受けた医療施設等に対する優遇融資の拡充

ゼロゼロ融資を含む本優遇融資については、令和 7 年 4 月 10 日付通知文（日医発第 125 号）にてご案内しておりますが、以下の通り融資条件の拡充等が行われました。

- ・ 病院に対する貸付金の上限額が 7.2 億円から 10 億円に引き上げられました。
- ・ 指定居宅介護支援事業等のほか、営利法人立の指定訪問看護事業等が融資対象に追加されています（令和 7 年 12 月～）。

○ 病院の高額医療機器購入資金に係る融資の創設

<対象となる施設>

高額な医療機器（一品の価格が 5,000 万円以上の医療機器）を購入する病院であって、以下の要件を満たすもの

- ・ 前年同月若しくは前々年同月等と比較して収支差額が減少又は直近決算年度の経常利益が赤字
- ・ 経営改善計画書を提出

<主な融資条件>

	① 民間金融機関が融資しない 高額な医療機器※ ¹ を購入する病院	② ①のうち、先進医療に使用 する機械※ ² を購入する病院
貸付利率	当初2年間無利子 その後、2.60%※ ³	当初5年間無利子 その後、2.80%※ ³
償還期間	5年以内	10年以内
据置期間	2年以内	5年以内
融 資 限 度 額	次のうち、いずれか低い額 ・7.2億円 ・購入価格の80% ・担保評価額の80%	
担保	あり	

※¹ 一品の価格が5,000万円以上の医療機器

※² 厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準（平成20年厚生労働省告示第129号）に規定する先進医療に使用する機械

※³ 利率は令和8年2月2日現在のものです。また、金銭消費貸借契約締結時の利率を適用します。医療貸付利率表の「機械購入資金」の利率が適用されますが、貸付条件に応じて変動する場合があります。

詳細は、別添資料及び福祉医療機構の以下のホームページにてご確認ください。

- 物価高騰の影響を受けた施設等に対する経営資金又は長期運転資金のごあんない
https://www.wam.go.jp/hp/rising_prices_00/
- 物価高騰の影響を受けた病院の高額医療機器購入資金のごあんない
https://www.wam.go.jp/hp/med_equip_detail/

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知の上、必要に応じ郡市区等医師会および会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

○ 問い合わせ先

・福祉医療機構

医療貸付 物価高騰対応資金専用番号 TEL 03-3438-9940
高額医療機器購入資金専用番号 TEL 03-3438-9293

・施設の開設地が沖縄県の場合

沖縄振興開発金融公庫 TEL 098-941-1765

【別添資料】

- ・「物価高騰の影響を受けた施設等に対する経営資金又は長期運転資金」に係る融資条件の拡充について（令和 8 年 1 月 30 日、厚生労働省医政局医療経営支援課、事務連絡）
- ・「物価高騰の影響を受けた病院の高額医療機器購入資金」に係る融資の創設について（令和 8 年 1 月 30 日、厚生労働省医政局医療経営支援課、事務連絡）
- ・物価高騰の影響を受けた施設等に対する経営資金又は長期運転資金について（令和 7 年 12 月、独立行政法人福祉医療機構 福祉医療貸付部）

事 務 連 絡

令和 8 年 1 月 30 日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省医政局医療経営支援課

「物価高騰の影響を受けた施設等に対する経営資金又は長期運転資金」
に係る融資条件の拡充について

独立行政法人福祉医療機構では、物価高騰の影響を受けた医療施設等への資金繰りを支援することにより、経営の安定化に資することを目的として、「物価高騰の影響を受けた施設等に対する経営資金又は長期運転資金」において、通常の融資条件から貸付利率の引き下げ等の優遇措置を講じた融資を行っているところです。

今般、令和 7 年度補正予算において、病院に対する更なる資金繰り支援を行うため、本優遇融資を拡充し、無担保貸付限度額を 7.2 億円から 10 億円に引き上げることとなりました。

つきましては、対象となった病院が必要に応じて本優遇融資を活用できるよう、貴会におかれましては、別紙の内容について御了知いただくとともに、会員各位へ周知いただきますようお願い申し上げます。

【事務連絡に関するお問合せ先】

厚生労働省医政局医療経営支援課経営指導係

代表電話：03-5253-1111（内線 2671） 直通電話：03-3595-2274

【上記優遇融資に関するお問合せ先】

独立行政法人福祉医療機構

物価高騰対応資金専用番号 直通番号：03-3438-9940

令和7年度



独立行政法人福祉医療機構

福祉医療貸付部

物価高騰の影響を受けた施設等に対する 経営資金又は長期運転資金のお知らせ

当機構では、物価高騰の影響を受けた福祉医療施設・事業を支援するため、経営資金および長期運転資金のご融資を実施しております。

《対象となる施設・事業》

- ① 前年同月などと比較して、物価高騰による費用の増加等のため収支差額の減少や経常赤字の状況にある施設・事業
- ② ①に加え、職員の処遇改善に資する加算等を算定し、職員の処遇改善の取り組みを行っており、経営改善計画書をご提出いただいた施設・事業（医療貸付のみ）
- ③ ①②に加え、病床数適正化支援事業に係る事業計画（活用意向調査）の提出を行った施設または地域医療構想調整会議において合意を得て、地域のニーズを踏まえた再編・減床を行う施設・事業

融資条件	福祉貸付	医療貸付
対象施設・事業	社会福祉施設等	病院、介護老人保健施設、介護医療院、診療所、助産所、医療従事者養成施設、指定訪問看護事業
償還期間	10年以内	
据置期間	①1年6月以内 ②2年以内	①1年6月以内 ②2年以内 ③5年以内
貸付利率	2.10%※1	
	直近の事業収益の2月分を上限に ②当初2年間無利子	直近の事業収益（医業収益）の2月分を上限に ②当初2年間無利子 ③当初5年間無利子
無担保貸付 限度額	①500万円	①500万円
	②次のうち、いずれか高い額 ・ 500万円 ・ 直近の事業収益の2月分	②③次のうち、いずれか高い額 ・ 500万円 ・ 直近の事業収益（医業収益）の2月分
貸付金の限度額※2	（①に該当する場合） 物価高騰の影響を受けた月と前年同月等と比較した際の費用増加額の24倍	・ 病院：10億円 ・ 介護老人保健施設および介護医療院：1億円 ・ その他の施設、事業：4,000万円 （①に該当する場合は上記限度額もしくは、以下のうちいずれか低い金額） ・ 物価高騰の影響を受けた月と前年同月等と比較した際の費用増加額の24倍
保証人※3	適用金利に一定の利率を上乗せる「保証人不要制度」もしくは「個人保証」のいずれかを選択可能	

※1 利率は令和8年2月2日現在のものです。また、金銭消費貸借契約締結時の利率を適用します。
福祉貸付利率表（PDF）もしくは医療貸付利率表（PDF）の「物価高騰対応資金」の利率が適用されますが、貸付条件に応じて変動する場合があります。

※2 無担保貸付限度額を超える分は担保評価額×80%までとなります。（医療貸付においては、担保評価額×80%と上表記載の貸付金の限度額のいずれか低い金額までとなります。）

医療貸付において、診療報酬債権担保等をご利用の場合、担保評価額の100%になります。

※3 債権保全等の観点から、機構から保証人をお願いすることがあります。

ご融資には所定の審査があり、ご希望に沿えない場合があります。

▼利率表はこちら



お問い合わせ

詳しい条件等については、下記HPをご確認ください。

福祉医療機構ホームページアドレス https://www.wam.go.jp/hp/r6_rising_prices/



事 務 連 絡

令和 8 年 1 月 30 日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省医政局医療経営支援課

「物価高騰の影響を受けた病院の高額医療機器購入資金」
に係る融資の創設について

独立行政法人福祉医療機構では、医療施設等を整備する際に必要となる建築資金、機械購入資金及び長期運転資金を長期・固定で融資しております。

今般、令和 7 年度補正予算において、物価高騰の影響を受けた病院に対して、民間金融機関が融資しない高額（一品の価格が 5,000 万円以上）な医療機器の購入支援を目的として、別紙のとおり、通常の融資条件から無利子期間の設定や据置期間の延長の優遇融資を講じた融資を行うこととしました。

つきましては、対象となる病院が必要に応じて本優遇融資を活用できるよう、貴会におかれましては、別紙の内容について御了知いただくとともに、会員各位へ周知いただきますようお願い申し上げます。

【事務連絡に関するお問合せ先】

厚生労働省医政局医療経営支援課経営指導係

代表電話：03-5253-1111（内線 2671） 直通電話：03-3595-2274

【上記優遇融資に関するお問合せ先】

独立行政法人福祉医療機構

上記優遇融資専用番号：03-3438-9293

令和7年度



独立行政法人福祉医療機構

福祉医療貸付部

物価高騰の影響を受けた病院の 高額医療機器購入資金のお知らせ

当機構では、物価高騰などを要因として厳しい経営状況に置かれている病院を支援するため、民間金融機関が融資しない高額な医療機器購入資金のご融資を実施しております。

《対象となる施設・事業》

- ① 民間金融機関が融資しない高額な医療機器（※1）を購入する病院であって、以下の要件を満たすもの
 - ・前年同月若しくは前々年同月等と比較して収支差額が減少又は直近決算年度の経常利益が赤字の病院
 - ・経営改善計画書をご提出いただいた病院
- ② ①のうち、先進医療に使用する機械（※2）を購入する病院

融資条件	① 民間金融機関が融資しない 高額な医療機器を購入する病院	② ①のうち、先進医療に使用する 機械を購入する病院
対象施設・事業	病院	
貸付利率 ※3	当初2年間無利子	当初5年間無利子
	2.60%	2.80%
償還期間	5年以内	10年以内
据置期間	2年以内	5年以内
融資限度額	次のうち、いずれか低い額 ・ 7.2億円 ・ 購入価格の80% ・ 担保評価額の80%	
担保	有り	
保証人 ※4	適用金利に一定の利率を上乗せる「保証人不要制度」もしくは「個人保証」のいずれかを選択可能	

※1 一品の価格が5,000万円以上の医療機器

※2 厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準（平成20年厚生労働省告示第129号）に規定する先進医療に使用する機械

※3 利率は令和8年2月2日現在のものです。また、金銭消費貸借契約締結時の利率を適用します。医療貸付利率表（PDF）の「機械購入資金」の利率が適用されますが、貸付条件に応じて ▼利率表はこちら 変動する場合があります。

※4 債権保全等の観点から、機構から保証人をお願いすることがあります。



- ご融資には所定の審査があり、ご希望に沿えない場合があります。

お問い合わせ

詳しい条件等については、下記HPをご確認ください。

福祉医療機構ホームページアドレス https://www.wam.go.jp/hp/med_equip/



福祉医療関係団体の皆様へ

令和7年12月
独立行政法人福祉医療機構
福祉医療貸付部

物価高騰の影響を受けた施設等に対する 経営資金又は長期運転資金について

独立行政法人福祉医療機構では、物価高騰の影響を受けた医療施設及び社会福祉施設等への資金繰りを支援することにより、経営の安定化に資することを目的として、「物価高騰の影響を受けた施設等に対する経営資金又は長期運転資金」において、通常の融資条件から貸付利率の引き下げ等の優遇措置を講じた融資を行っているところです。

今回、新たに指定居宅介護支援事業等（注1）のほか、営利法人立の指定訪問看護事業等（注2）を本優遇融資の融資対象に追加することとなりました。

ご多忙のところお手数をおかけして申し訳ございませんが、会員の関係者への周知にご協力いただけますと幸いです。

（注1）介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業、同法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業又は同法第115条の45第1項第1号二に規定する第一号介護予防支援事業。

（注2）介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の指定に係る同法第8条第1項に規定する居宅サービス事業（同条第4項に規定する訪問看護を行う事業に限る。）及び同法第53条第1項本文の指定に係る同法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス事業（同条第3項に規定する介護予防訪問看護を行う事業に限る。）をいう。